

朝霞市規則第36号

朝霞市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

朝霞市生活保護法施行細則（平成12年朝霞市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「生活保護法による保護変更申請書（傷病届）」を「保護変更申請書（傷病届）」に改め、同条第2項中「生活保護法による葬祭扶助（法第18条第2項）申請書」を「生活保護法による葬祭扶助申請書」に改める。

第4条第1号中「生活保護決定通知書」を「保護開始決定通知書」に改め、同条第2号中「生活保護変更通知書」を「保護変更決定通知書」に改め、同条第3号中「生活保護却下通知書」を「保護申請却下通知書」に改め、同条第4号中「生活保護停止通知書」を「保護停止決定通知書」に改め、同条第5号中「生活保護廃止通知書」を「保護廃止決定通知書」に改める。

第7条「様式の作成その他の」を削り、同条を第15条とし、第6条の次に次の8条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第7条 省令第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書（様式第18号）のとおりとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第8条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（様式第19号）により、当該決定の対象となる者に対して通知するものとする。

（進学・就職準備給付金申請書）

第9条 省令第18条の9第1項の申請書は、進学・就職準備給付金申請書（様式第20号）のとおりとする。

（進学・就職準備給付金決定通知書）

第10条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金の支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給決定通知書（様式第21号）により、進学・就職準備給付金の不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金不支給決定通知書（様式第22号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（費用返還の通知）

第11条 福祉事務所長は、法第63条の規定により被保護者に費用を返還させるときは、当該被保護者に対し、生活保護法第63条返還決定通知書（様式第23号）により通知するものとする。

(返還金の徴収の通知)

第12条 福祉事務所長は、法第77条の2の規定により、被保護者から法第63条の保護の実施機関の定める額を徴収するときは、当該被保護者に対し、生活保護法第77条の2徴収金決定通知書（様式第24号）により通知するものとする。

(不正な受給に伴う費用徴収の通知)

第13条 福祉事務所長は、法第78条第1項の規定により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者（以下この条において「不正受給者等」という。）から費用を徴収するときは、当該不正受給者等に対し、生活保護法第78条徴収金決定通知書（様式第25号）により通知するものとする。

(徴収金支払申出書)

第14条 法第78条の2第1項の規定による申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（様式第26号）により行うものとする。

2 法第78条の2第2項の規定による申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）（様式第27号）により行うものとする。
様式第1号を次のように改める。

（提出先）
朝霞市福祉事務所長 宛

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期				※福祉事務所受付 年月日
家族の状況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況（別添 1）		収入の状況（別添 2）			関係先照会への同意（別添 3）						
援助をしてくれる者の状況	世帯主又は家族との関係	氏 名	住 所		今まで受けた援助及び将来の見込						
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 住所 氏名 保護を受けようとする者との関係（ ）											

1. ※印欄には記入しないでください。

2. 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。

3. 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添 1 から 3 までのうち必要なものを添付してください。

様式第 3 号から様式第 8 号までを次のように改める。

保護変更申請書（傷病届）

1 医療 2 治療材料 3 施術（柔道整復・あん摩・マッサージ・はり・きゅう） 4 移送

		※受理年月日	年 月 日
カナ		居 住 地	
患者氏名	(生まれ)(歳)		
世帯主 氏 名		現在受けて いる扶助	生活・住宅・教育・医療・その他
病 状 及 び 理 由			
備考 希望する指定医療機関名称 希望する指定医療機関住所 希望する指定医療機関電話番号			
上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。 (提出先) 朝霞市福祉事務所長 宛 保護変更申請日 年 月 日 認定(診療予定)日 年 月 日 申請者 { 住 所 氏 名 患者との関係 }			

様式第4号（第2条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひよう書類を添えて申請します。

朝霞市福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏 名	年 月 日生		葬祭を行う者との関係	
	死 亡 年月日	年 月 日	死亡時の 住所又は居所		
葬 祭 予 定 日			年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考	

様式第5号(第2条関係)
(別添1)

(表面)
資 産 申 告 書

(提出先)
朝霞市福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
土 地	(1)宅 地	有・無				有・無
	(2)田 畑	有・無				有・無
	(3)山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1)	持 家 借家・借間 [いずれかを ○で囲んで ください]	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	居住用				(家賃 円)	有・無
	(2)その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有価証券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機 付き自転車を含む)	有・無	使用状況 使 用 未使用	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高価なもの	有・無					

4 負債（借金）

	金 額	借 入 先
有 ・ 無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの（例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等）は、この申告書に必ず添付してください。

(表面)
収 入 申 告 書

朝霞市福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か 月 分		
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

	種 別	収 入 額
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円
		年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円
		年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円
		年額 円

3 仕送りによる収入

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
有・無	現物による収入	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んでください。)	
		Kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

4 その他の収入

有 ・ 無		内 容	収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有 ・ 無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第 7 号（第 2 条関係）
（別添 3）

（提出先）
朝霞市福祉事務所長 宛

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

給 与 証 明 書

（提出先）

朝霞市福祉事務所長 宛

住所

年 月 日

事業所（雇主）

電話番号

次のとおり証明します。

氏 名			職 務 名 内 容 及 び		
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 (日 分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚生年金保険料	
	地 域 手 当			雇 用 保 険 料	
	手 当				
	交 通 費				
	小 計 (イ)				小 計 (ロ)
差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)			摘 要		
前2月 の手取額	月分				
	月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますので御注意ください。					

様式第 1 0 号から様式第 1 7 号までを次のように改める。

年 月 日

（提出先）

朝霞市福祉事務所長 宛

住所

氏名

生 業 計 画 書

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事するか）

2 生業に必要なものと金額

3 生業の見通し

（1）収入をあげ得る時期

（2）収入見込額

（3）収入をあげるために必要な材料代その他の費用

（4）利益 （2）から（3）を引いた額

様

朝霞市福祉事務所長



保護開始決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護開始について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助		合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円
一時扶助(b)					合計(c=a+b)
種類					
金額	円	円	円	円	
支給区分					円
Cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額又は法第78条の2に基づく費用徴収額)		円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10 円未満切り捨てとなります。					
本人支払額					円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円
		円	円

4. 備考

備考

敬示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

第 年 月 日 号

様

朝霞市福祉事務所長



保護変更決定通知書

年 月 日付けで生活保護法による保護変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助			合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計(c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
Cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額又は法第78条の2に基づく費用徴収額)						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円
		円	円

4. 備考

備考

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

様

朝霞市福祉事務所長



保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

様

朝霞市福祉事務所長



保護停止決定通知書

生活保護法による生活保護の停止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

第 年 月 日

様

朝霞市福祉事務所長



保護廃止決定通知書

生活保護法による生活保護の廃止について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

様

朝霞市福祉事務所長



検診命令書

下記により検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称

所在地

担当医師等氏名

- 4 検診理由
- 5 備考

（注意）

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令に従わないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、朝霞市福祉事務所に相談してください。

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 （所） 長
担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりです。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員 問合せ先 担当者
記事

※福祉事務所 福祉事務所名
嘱託医意見

（注意）

この検診書は、朝霞市福祉事務所長宛てに直接送付してください。

(提出先)
朝霞市福祉事務所長 宛

年 月 日

医療機関の所在地
及び 名称
院 (所) 長 氏 名

本支店 当座 No. _____
普通 No. _____

フリガナ
名義人

受 診 者			
居 住 地			
請求額	診 察 料	点	(検査名等) 自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	検 診 料	点	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
	文 書 料	円	精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 年 月 日)
	合 計	円	

(注意) この請求書により直接朝霞市福祉事務所長宛てに請求してください。

様式第 17 号の次に次の 10 様式を加える。

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

☐利用する

☐利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

様

朝霞市福祉事務所長



就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 令和 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

進学・就職準備給付金申請書

朝霞市福祉事務所長 宛

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等) 名称 _____

- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)

☐ 進学・就職前の住宅と同じ

☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)

居住(予定)地 _____

- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類

- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様

朝霞市福祉事務所長



進学・就職準備給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
支給
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額 円
支給日
支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

様

朝霞市福祉事務所長



進学・就職準備給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
不支給
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額
支給日
支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正することを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません

第 号
年 月 日

様

朝霞市福祉事務所長



生活保護法第 6 3 条返還金決定通知書

表題の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 資力発生年月日 年 月 日
- 2 決定年月日 年 月 日
- 3 返 還 理 由
- 4 返還対象額 円
- 5 返還控除額 円
- 6 返還決定額 円
- 7 返 還 方 法
- 8 返 還 期 限
- 9 債 権 番 号

教 示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

様

朝霞市福祉事務所長



生活保護法第77条の2徴収金決定通知書

生活保護法第77条の2における徴収金について、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 資力発生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 徴収の理由 | | | |
| 4 | 徴収対象額 | | | 円 |
| 5 | 徴収控除額 | | | 円 |
| 6 | 徴収決定額 | | | 円 |
| 7 | 徴収方法 | | | |
| 8 | 徴収期限 | 年 | 月 | 日 |
| 9 | 債権番号 | | | |

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

第 号
年 月 日

様

朝霞市福祉事務所長



生活保護法第78条徴収金決定通知書

表題の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 不正な手段により保護を受けた期間
- 2 決定年月日 年 月 日
- 3 徴収の理由

- 4 徴収対象額 円
- 5 控除額 円
- 6 徴収加算額 円
- 7 徴収決定額 円
- 8 徴収方法
- 9 徴収期限

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市長を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※日本国籍を有していない方は、審査請求はできません。

福祉事務所 受付日

月	日
---	---

様式第26号（第14条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

朝霞市福祉事務所長 宛

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 27 号（第 14 条関係）

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
（生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金の場合）

朝霞市福祉事務所長 宛

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

住 所

氏 名

.....
年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月
円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第 78 条第 1 項の規定に基づき
徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。